

特設水道条例

昭和 39 年 4 月 1 日

条例第 62 号

改正 平成 4 年 3 月 27 日条例第 4 号 平成 5 年 3 月 29 日条例第 7 号

特設水道条例をここに公布する。

特設水道条例

(目的)

第 1 条 この条例は、特設水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行なうことにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「特設水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の適用を受けないものをいう。ただし、同法の適用を受ける水道から供給を受ける水のみを水源とするもの及び臨時に施設されたものを除く。

(1) 継続的に水の供給を受ける需要者が 50 人以上のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が公衆衛生上必要と認めるもの

2 この条例において「設置者」とは、特設水道を布設する者その他の者で当該特設水道の全部の管理について権原を有するものをいう。

3 この条例において「水道施設」とは、特設水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。

4 この条例において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

一部改正〔平成 5 年条例 7 号〕

(水質基準)

第 3 条 特設水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

(2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

(3) 銅、鉄、^フ素、フェノール類その他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

(4) 異常な酸性又はアリカル性を呈しないこと。

(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準について必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 特設水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該特設水道の形態に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

(2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

(3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

(4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

(5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

(6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 特設水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が、前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の規定による確認の申請をしようとする者は、申請書に、規則で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつて適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、第1項の規定による申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。

(工事完了時の検査及び届出)

第7条 設置者は、水道の布設工事が完了したときは、規則の定めるところにより、水質検査を行うとともに、水道の布設工事が完了した旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、届出書に、水質検査結果書の写しを添えて、これを知事に提出しなければならない。

3 設置者は、当該水道施設について知事が行う検査を受け、第3条及び第4条の規定による水質基準及び施設基準に適合していると認められた後でなければ、当該水道施設を使用して給水してはならない。

4 設置者は、第1項の規定による水質検査を委託して行うときは、地方公共団体の機関又は知事の指定する者に委託しなければならない。

全部改正〔平成5年条例7号〕

(水道の廃止及び設置者の変更)

第8条 設置者は、特設水道を廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。設置者に変更があつたときも、また同様とする。

一部改正〔平成5年条例7号〕

(水道管理者)

第9条 設置者は、特設水道の適正な管理を行なわせるため、水道管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道管理者となることを妨げない。

2 設置者は、水道管理者を置いたとき、又は変更したときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

(水質検査)

第10条 設置者は、規則の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 設置者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、速やかに水質検査結果書の写しを知事に提出しなければならない。

3 第7条第4項の規定は、第1項の規定による水質検査について準用する。

一部改正〔平成5年条例7号〕

(健康診断)

第11条 設置者は、水道管理者及び取水施設、浄水施設又は配水施設の業務に従事している者について、規則の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならない。

(衛生上の措置)

第12条 設置者は、規則の定めるところにより、水道施設の管理に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(記録の保存)

第 13 条 設置者は、次に掲げる事項の記録を 1 年間保存しておかなければならない。

- (1) 第 7 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による水質検査に関する記録
- (2) 第 11 条の規定による健康診断に関する記録
- (3) 維持管理状況についての必要な記録

一部改正〔平成 5 年条例 7 号〕

(給水の緊急停止)

第 14 条 設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 設置者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該設置者に通報しなければならない。

(改善命令)

第 15 条 知事は、水道施設が第 4 条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該施設の設置者に対して、期間を定めて当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

(給水の停止命令)

第 16 条 知事は、設置者が前条の規定による命令に従わないときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、設置者から必要な報告を求め、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行なうときは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補則)

第 18 条 この条例の実施のための手続その他この条例の執行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 14 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 16 条の規定による給水停止命令に違反した者

一部改正〔平成 4 年条例 4 号〕

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで、水道の布設工事に着手した者
- (2) 第7条第3項の規定による検査を受けないで水道施設を使用して給水した者
- (3) 第10条第1項の規定に違反した者
- (4) 第11条の規定に違反した者
- (5) 第12条の規定に違反した者
- (6) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員
の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一部改正〔平成4年条例4号・5年7号〕

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人
又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 特設水道条例（昭和31年兵庫県条例第30号。以下「旧条例」という。）は、廃止す
る。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によつてなされた特設水道の布設の確認その他の
行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月27日条例第4号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の特設水道条例の規定に
よりなされた届出その他の行為は、改正後の特設水道条例の規定によりなされたもの
とみなす。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。